



令和9年度農業農村整備事業関係予算 概算要求のポイント



令和8年9月
農林水産省
農村振興局

令和9年度 農業農村整備事業関係予算 概算要求

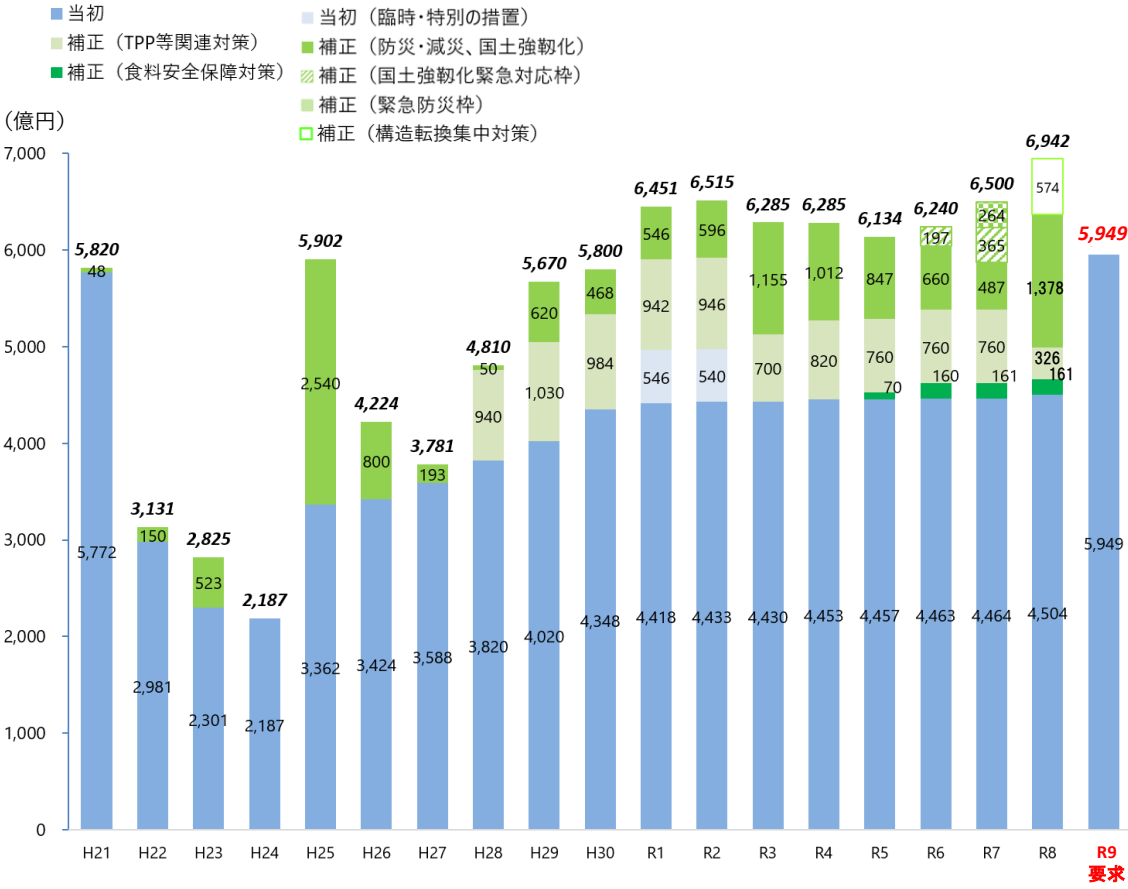
○ 農業の構造転換や国土強靱化等を図るための農業農村整備を計画的に推進するため、農業農村整備事業（公共）、農業農村整備関連事業（非公共）及び農山漁村地域整備交付金（農業農村整備分）を合わせて、5,949億円（対前年度比132%）を要求。

令和9年度予算概算要求

（単位：億円）

	令和8年度 当初予算	令和9年度 概算要求	前年度比
農業農村整備事業（公共）	3,365	4,375	130%
農業農村整備関連事業（非公共） 農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 畑作等促進整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金	554	873	158%
農山漁村地域整備交付金（公共） （農業農村整備分）	584	701	120%
計	4,504	5,949	132%

農業農村整備事業関係予算の推移



※「農業構造転換集中対策」に係る経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた経費、「第一次国土強靱化実施中期計画」に係る経費及び「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた経費については、事項要求として予算編成過程で検討。

注） 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備関係事業／主な令和9年度新規・拡充の概要（注別）

生産性向上等に向けた生産基盤の強化

○農業競争力強化農地整備事業

- 農地整備の計画、施工に係る監督業務等について都道府県土地改良事業団体連合会への補助を新たに可能とする「農地整備加速化サポート事業」を創設（※1）
- 多様な米の生産を一定規模以上で行う「大規模農地整備事業」を創設
- 被災農地の原形復旧（機能回復）と区画拡大等（機能向上）（※2）を一体的にワンストップで実施する「被災農地等基盤整備推進事業」を創設
- 実施計画等策定事業のうち経営体育成促進換地等調整事業について、事業の調査段階で財産管理制度と併せて境界測量等を実施するメニューを創設

○農地中間管理機構関連農地整備事業

- 多様な米の生産に資する要件を追加

○大区画化等加速化支援事業（非公共）

- 定額補助に加え定率メニューを追加し、地域の実情に応じた整備を支援

○畑作等促進整備事業（非公共）

- 機構集積推進費の追加、事業実施区域への生産緑地等の追加等
- 都道府県単位の協議会を経由した交付ルートを追加

○農業生産基盤情報通信環境整備事業（非公共）

- 施設の監視、制御やスマート農業のためのICT機器の単独整備を支援対象に追加

増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

○農村地域防災減災事業

- 農業用排水施設整備事業と併せて田んぼダムの取組が行えるよう「湛水被害総合対策事業」の事業種類に、「水田貯留機能向上支援事業」、「水田貯留機能向上推進事業」を追加

○農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

- ため池の保全・避難対策について、監視体制計画に災害時の現地パトロールを位置付けた場合、助成額の上限を引き上げ
- 多様な者による複数のため池管理や防災対策等を包括的に行うモデル事業を創設（～R11）
- 農道施設整備の長寿命化対策の支援対象に、個別施設計画に基づき対策が必要な施設を追加。防災減災対策の支援対象に、過去の大規模地震発生地域等に存在する施設を追加

○土地改良区機能強化支援事業

- 「特定被災土地改良区復興支援対策」を「災害対応力強化対策」に改め、実施主体を見直し、災害発生初動時に地方連合会が行う取組への支援を追加（～R11）

農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

○基幹水利施設管理事業

- 水系等を単位として、複数の土地改良区等が水資源・人材・資機材の相互融通を図り、連携して施設を管理する取組への支援を強化（補助率30%→1/3）
- 水土里ビジョンを契機に施設管理者を土地改良区から市町村に移管する場合の事業申請手続を追加

○水利施設管理強化事業

- 水系等を単位として、複数の土地改良区等が水資源・人材・資機材の相互融通を図り、連携して施設を管理する取組への支援を追加（補助率25%）（県道施設等の管理を支援する特別型に「流域連携対策」を追加）

○土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）

- 実施主体に水資源機構を追加（補助率は国営級施設 2/3、県営級施設 1/2）

○水資源開発事業

- 「事業計画等検討調査」に、施設機能の保全に必要な技術の実践・向上を図る「技術高度化事業」を追加

○農業水路等長寿命化・防災減災事業(非公共)

- 農地集積・集約化の割合に応じて促進費を交付する「農地集積促進事業」を追加
- 農業水利施設の転落防止対策及び盗難対策の単独整備を支援対象に追加。盗難対策の普及啓発に係る支援を追加（～R11）

○土地改良区機能強化支援事業

- 水土里ビジョンの策定から実行まで土地改良区を支援する「水土里ビジョンサポートチーム」を地方連合会に新たに設置する経費を支援（～R11）
- 水土里ビジョンによる連携強化を促すため、土地改良区間の施設の管理水準の格差を平準化する整備補修等に対して支援（～R11）
- 組合員の資格交替や准組合員制度の活用を通じて、経常賦課金を上げようとする土地改良区を支援するモデル事業を創設（～R11）

農村の価値や魅力の創出

○農村整備事業

- 農業集落排水施設整備事業に耐震対策型、再編・集約型を創設し、市町村負担を軽減（耐震対策型：～R12、再編・集約型：～R13）
- 既存処理区域分割等により維持管理のコスト縮減等が見込まれる場合に、採択要件を末端2戸以上に緩和

○中山間地域農業農村総合整備事業

- 流域治水等の地域の防災力向上に取り組む地区の農家負担を軽減するとともに面積要件を緩和する「防災・減災型」を創設
- 農村活性化施設等整備に係る上限単価の見直し（※3）
- 集排施設と用排水施設等を一体的整備する「農業集落排水施設整備事業」を追加

※1 農地中間管理機構関連農地整備事業も同様の拡充。 ※2 農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、畑地帯総合整備事業、農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業が対象。

※3 農山漁村整備交付金の集落基盤・再編整備事業も同様の見直し。

農業農村整備関係事業／令和9年度新規・拡充要求の概要（事業別）①

		事業概要	令和9年度拡充のポイント
農地整備	直轄	●国営農用地再編整備事業 400ha以上の農地整備 【国費率】2/3、促進費は50%（中山間55%）	—
	補助	●農業競争力強化農地整備事業 20ha（中山間10ha：一定の要件を満たせば5ha）以上の農地整備 【国費率】50%（中山間55%） 30ha（中山間15ha）以上の草地整備 【国費率】50%	・農地整備の計画、施工に係る監督業務等について都道府県土地改良事業団体連合会への補助を新たに可能とする「農地整備加速化サポート事業」を創設。 ・一定規模（100ha以上）かつ一定の収益性向上を図る農地整備を実施する「大規模農地整備事業」（補助率55%）を創設するとともに、集積・集約化支援費を創設し、集積率、集約化率の要件を満たす場合に事業費の6.25%相当を支援【～R11】。 ・災害復旧事業とその規模に応じた農地整備事業（農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、農地耕作条件改善事業等）を活用し、被災農地の原形復旧（機能回復）と周辺農地を含めた区画拡大等（機能向上）を一体的にワンストップで実施する「被災農地等基盤整備推進事業」を創設（※）。 ・＜実施計画等策定事業のうち経営体育成促進換地等調整事業＞ ・事業の調査段階で所有者不明土地管理制度等の財産管理制度と併せて境界測量等を実施するメニューを創設。
		●農地中間管理機構関連農地整備事業 10ha（市町村営・中山間5ha）以上の農地整備 【国費率】50%（中山間55%）	・農地整備の計画、施工に係る監督業務等について都道府県土地改良事業団体連合会への補助を可能とする「農地整備加速化サポート事業」を創設。 ・多様な米の生産に資する要件を追加。 ・「被災農地等基盤整備推進事業」を創設。（※の再掲）
		●農地耕作条件改善事業（非公共） 農地整備 【国費率】50%（中山間55%）	・「被災農地等基盤整備推進事業」を創設。（※の再掲）
		●大区画化等加速化支援事業（非公共） 農地整備 【国費率】定額	・定額補助に加え定率メニューを追加し、地域の実情に応じた整備を支援。
		●畑地帯総合整備事業 20ha（中山間10ha）以上の畑地、畑地かんがい施設整備等 【国費率】50%（中山間55%）	・「被災農地等基盤整備推進事業」を創設。（※の再掲）
		●畑作等促進整備事業（非公共） 畑地、畑地かんがい施設整備等 【国費率】50%（中山間55%）	・機構集積推進費を追加。 ・事業実施区域に生産緑地等を追加。 ・スマート農業導入推進計画について、生産方式革新実施計画とするとともに、GNSS基地局の設置を行わなくてもハード事業と一体的な自動操舵システムの導入等を可能とするよう見直し。 ・都道府県単位の協議会を経由した交付ルートを追加。 ・「被災農地等基盤整備推進事業」の創設。（※の再掲）

農業農村整備関係事業／令和９年度新規・拡充要求の概要（事業別）②

		事業概要	令和９年度拡充のポイント
農業 水利	直轄	●国営かんがい排水事業 一般型3,000ha（畑1,000ha）、特別型500ha（畑100ha）以上 【国費率】2/3、基幹施設70%	—
		●国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 機能保全計画策定、技術高度化、権利設定、管理水準向上等 【国費率】100%	—
		●土地改良施設突発事故復旧・防止事業 【国費率】（直轄）2/3、基幹施設型70%、（補助）50%（中山間55%）	・ 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）の事業実施主体に水資源機構等を追加（水資源機構 営造成施設に係る補助率は、国営級施設2/3、県営級施設1/2を適用）。
	補助	●水利施設整備事業 200ha（畑100ha）以上の水利施設整備 【国費率】50%（中山間55%）	—
		●水資源開発事業 3,000ha（畑1,000ha）以上の水利施設整備 【国費率】2/3、大規模70%、県営級50%	＜水資源機構かんがい排水事業＞ ・ 事業計画等検討調査に「技術高度化事業」を追加（国営同様とする拡充）。
		●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） 農業用排水施設の整備等 【国費率】50%（中山間55%）	・ 農地集積・集約化の取組割合に応じて促進費を交付する農地集積促進事業を追加（支線・末端水路 の更新整備に併せて、地域計画をブラッシュアップし、当該路線掛かりの集積・集約化とブロック ローテーション構築を図ることを要件に促進費を交付）。 ・ 農業水利施設の転落防止対策及び盗難対策の単独整備を支援対象に追加。 ・ 盗難対策の普及啓発に係る支援を追加【～R11】。

農業農村整備関係事業／令和９年度新規・拡充要求の概要（事業別）③

		事業概要	令和９年度拡充のポイント
施設管理	直轄	●直轄管理事業 【国費率】77.5%	—
	補助	●基幹水利施設管理事業 大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の維持管理費を助成 【国費率】30%、40%、流域治水対策実施施設1/3	- 一般型において「流域連携対策」を創設し、都道府県営造成施設等のダム又は用水機場を管理する土地改良区が、他の土地改良区等と共同で水土里ビジョンを策定するとともに、水資源・人材・資機材の相互融通に取り組み、基幹的の水利施設と連携して管理する場合に国庫補助率を引き上げ（30%→1/3）。 - 水土里ビジョンにおいて市町村の役割を明確化し、施設管理者を土地改良区から市町村に移管するケースに対応した事業申請手続を追加（土地改良事業計画概要書の提出に代えて、水土里ビジョン及び土地改良施設の管理に係る条例で可とする）。
		●水利施設管理強化事業 （一般型） 国造施設・関連施設の維持管理費を助成 【国費率】実質19%等 （連携管理保全型） 水土里ビジョンに位置付ける国造施設・関連施設の維持管理費を助成 【国費率】25% （特別型） ①流域治水対策、②渇水・高温対策、③特定外来生物対策に係る諸経費を助成 【国費率】50%	特別型において「流域連携対策」を創設し、都道府県営造成施設等のダム又は用水機場を管理する土地改良区が、他の土地改良区等と共同で水土里ビジョンを策定するとともに、水資源・人材・資機材の相互融通により連携して施設の管理に取り組む場合に、維持管理費の25%を補助（受益面積の合計が1,000ha以上）。
		●土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良施設の定期的整備補修、防災・減災等のための施設整備 【国費率】30%、40%、50%	—
		●土地改良区機能強化支援事業 「水土里ビジョン」の策定、統合整備の推進、施設管理、運営改善対策、研修・人材育成等 【国費率】50%、定額	- 水土里ビジョンの策定から実行まで土地改良区を支援する「水土里ビジョンサポートチーム」を地方連合会に新たに設置する経費を支援（上限6百万円／チーム）【～R11】。 - 水土里ビジョンによる連携強化を促すため、土地改良区間の施設の管理水準の格差を平準化する整備補修等に対して支援【～R11】。 - 組合員の資格交替や准組合員制度の活用を通じて、経常賦課金を引上げようとする土地改良区を支援するモデル事業を創設（土地改良区の規模に応じて最大2年間1地区当たり1百万円～3百万円／年）【～R11】。 「特定被災土地改良区復興支援対策」を「災害対応力強化対策」に見直し、①特定大規模災害等の発生時における被災土地改良区支援に係る事業実施主体を全土連に見直し、支援対象経費として地方連合会職員の派遣に係る全国調整を追加するとともに、②災害発生の初動時に都道府県土連が中心となって行う被害把握調査等に係る協力体制の構築や調査・応急対策の実施に要する経費の支援を追加【～R11】。 - 所有者不明土地管理制度等の財産管理制度の活用促進のための研修、換地技術者の能力向上のための研修の実施等の取組に対する支援を追加。

農業農村整備関係事業／令和９年度新規・拡充要求の概要（事業別）④

		事業概要	令和９年度拡充のポイント
農地防災	直轄	●国営総合農地防災事業 3,000ha以上の農地防災、300ha以上のため池整備 【国費率】2/3、基幹施設型70%	—
	補助	●農村地域防災減災事業 ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、用排水施設整備等 【国費率】50%（大規模、中山間、緊急性の高いため池 55%）	・ 農業用排水施設整備事業と併せて田んぼダムの取組が行えるよう「湛水被害総合対策事業」の事業種類に、普及・指導活動等を支援する「水田貯留機能向上支援事業」、水田貯留機能向上のために行う畦畔補強等の取組を支援する「水田貯留機能向上推進事業」を追加。
		●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策等 【国費率】50%（中山間55%）、ため池廃止は定額（上限あり）	・ ため池の保全・避難対策について、監視体制計画に災害時の現地パトロールを位置付けた場合、助成額の上限を引き上げ（定額1,000万円→1,200万円、定率4,000万円→4,800万円）。 ・ 多様な者によって複数のため池の管理や防災対策等を包括的に行うモデル事業を創設【～R11】。
農村整備	補助	●農村整備事業 農道、集落排水施設、営農飲雑用水施設等の整備（再編、強靱化等） 【国費率】50%（中山間55%）	＜農業集落排水施設整備事業＞ ・ 農業集落排水施設整備事業に耐震対策型、再編・集約型を創設し、市町村負担を軽減【耐震対策型：～R12、再編・集約型：～R13】。 ・ 既存処理区域の分割等により維持管理の効率化及びコスト縮減が見込まれる場合に、採択要件を「概ね20戸以上、末端2戸以上」から「末端2戸以上」へ緩和。
		●中山間地域農業農村総合整備事業 農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備 【国費率】55%	・ 流域治水等の地域の防災力向上に取り組む地区の農家負担を軽減するとともに面積要件を緩和（面積5ha以上）する「防災・減災型」を創設。 ・ 農村活性化施設等整備に係る上限単価を見直し（29万円以内／m2→46万円以内／m2）。 ・ 農業集落排水施設整備事業を追加（農業集落排水施設と農業用排水施設整備や農地整備等を一体的に実施）。
		●農山漁村地域整備交付金 （通作条件整備） 農道の整備 【国費率】50%（中山間55%） （農村集落基盤再編・整備事業） 営農飲雑用水施設の整備 【国費率】50%（中山間55%）	＜集落基盤再編・整備事業＞ ・ 活性化施設等整備に係る上限単価を見直し（29万円以内／m2→46万円以内／m2）。 ＜盛土緊急対策事業＞ ・ 事業実施主体に土地所有者等を間接補助として追加。
		●農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） 迂回路等の農道施設整備 【国費率】50%等、定額	＜農道施設整備＞ ・ 長寿命化対策について、個別施設計画に基づき対策が必要な施設を支援対象に追加。 ・ 防災減災対策について、過去の大規模地震発生地域等に存在する施設を支援対象に追加。
		●農業生産基盤情報通信環境整備事業（非公共） 光ファイバ・無線基地局等の整備 【国費率】50%（中山間55%）、調査計画は定額	・ 農業水利施設等の監視、制御やスマート農業を行うためのICT機器（自動給水栓、遠隔監視カメラ等）の単独整備を支援対象に追加。

問い合わせ先
農林水産省農村振興局整備部設計課企画班 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8695（直通）

【表紙写真の概要】

- （左上） 国営茨城中部農地整備事業にて整備された大区画化ほ場（茨城県水戸市）
- （右上） 国営仙北平野土地改良事業にて造成された玉川頭首工（秋田県仙北市）
- （左下） 令和7年度世界かんがい施設遺産に登録された湯の口ため池・井手（熊本県山鹿市）
- （右下） スプリンクラーにより柿へのかん水を実施している五条吉野地区の風景（奈良県五條市）